

国民年金に加入しましょう

国民年金は、日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の全ての人に、加入と保険料の納付が義務付けられています。国民年金の加入者（被保険者）は、下記の 3 種類です。

- ▶ 第 1 号被保険者：自営業、学生など
- ▶ 第 2 号被保険者：会社員、公務員など
- ▶ 第 3 号被保険者：第 2 号被保険者に扶養されている配偶者



●納付期限までに納めましょう

令和 4 年 4 月分から令和 5 年 3 月分までの保険料は、月額 16,590 円です。保険料の納付期限は、翌月末となっています。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延長金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産が差し押さえられる場合があります。必ず、納付期限までに納付をお願いします。

●こんなときは届出を

就職、退職、結婚などによって、加入する国民年金の種類が変わることがあります。次の場合は、14 日以内の届け出が必要です。

届け出が必要なとき	届け出に必要なもの	届け出先
会社を退職したとき ※第 2 号被保険者である配偶者の扶養になったときを除く 配偶者が退職したとき ※第 3 号被保険者に限る	1) マイナンバーカードまたは基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳 ^{*1} など） 2) 退職日が確認できる書類（退職証明書、離職票、資格喪失証明書など）	住所地の市区役所、町村役場の国民年金担当課
収入の増加や離婚などにより、配偶者の扶養から外れたとき ※第 3 号被保険者に限る	1) マイナンバーカードまたは基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳 ^{*1} など） 2) 扶養から外れた日が確認できる書類（資格喪失証明書など）	
厚生年金保険に加入するとき	勤務先へ問い合わせてください	勤務先
結婚や収入の減少などにより、配偶者の扶養になったとき ※配偶者が第 2 号被保険者の場合 配偶者の扶養となっている方が 20 歳になったとき ※配偶者が第 2 号被保険者の場合	配偶者の勤務先へ問い合わせてください	配偶者（第 2 号被保険者）の勤務先

※ 1：年金手帳の交付は、再交付申請される方も含め 3 月 31 日（木）で終了し、4 月 1 日（金）以降は基礎年金番号通知書が交付されます。

●保険料の免除・猶予制度

経済的な理由により納付困難な方、学生、出産予定の方は、免除・納付猶予の制度がありますので、お問い合わせください。

【国民年金のご相談・お手続きについて】

日本年金機構徳島南年金事務所 ☎ 088-652-3114 / 役場住民生活課 ☎ 77-3613

令和 4 年度当初予算決まる

「対話の町政」を基本姿勢として
町民が安心して生活できる
「夢と希望のあるまちづくり」に

109 億 8,711 万円

美波町の令和 4 年度一般会計・特別会計予算が美波町議会第 1 回定例会で決まりました。

一般会計、特別会計の予算総額は 109 億 8,711 万円となります。このうち一般会計は、66 億 4,000 万円で、歳入・歳出の内訳は右のグラフのとおりとなっています。財源確保が非常に難しく、地方交付税などの依存財源が 7 割以上を占めておりますが、まちづくりの基本方針に基づく諸施策を限られた財源の効果的な配分により実施します。

令和 4 年度会計別当初予算

● 一般会計 66 億 4,000 万円

● 特別会計 31 億 3,651 万円

- 国民健康保険 9 億 422 万円
- 育英奨学金貸付 2,228 万円
- 赤河内財産区 878 万円
- 簡易水道事業 3,943 万円
- 漁業集落排水事業 1 億 765 万円
- 公共下水道事業 3 億 3,152 万円
- 介護保険事業 12 億 4,679 万円
- 国民健康保険診療所 2 億 9,842 万円
- 後期高齢者医療 1 億 7,742 万円

● 企業会計 12 億 1,060 万円

- 水道事業（事業費用支出） 2 億 8,218 万円
- 病院事業（事業費用支出） 9 億 2,842 万円

合計 109 億 8,711 万円

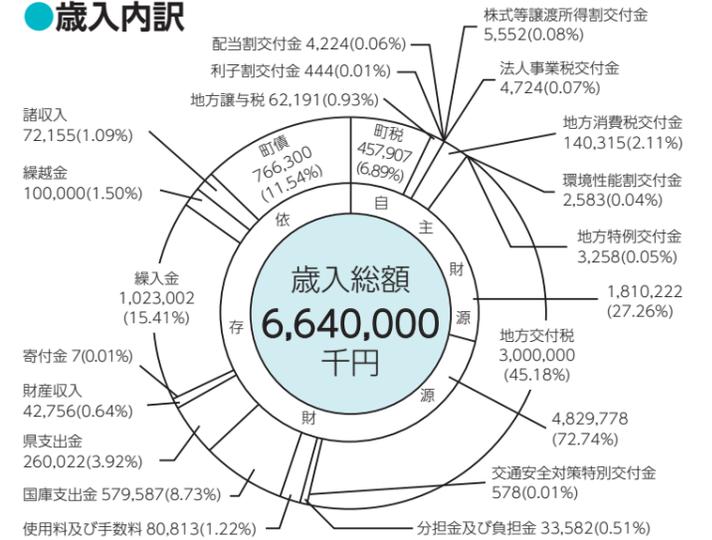
「令和 4 年度美波町わかりやすい予算書」をホームページに掲載しました。また、役場総務課窓口でも配布しております。



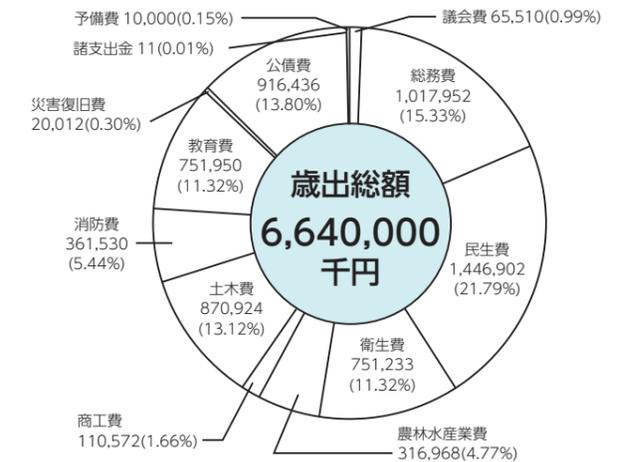
役場総務課 ☎ 77-3611

令和 4 年度 美波町一般会計当初予算 (単位千円)

●歳入内訳



●歳出 (目的別)



●歳出 (性質別)

